<「きずな」退職・非適継続コースのご案内>

大型生命共済「きずな」に加入している退職者、毎年4月1日時点で満60歳になる組合員とその配偶者及び、本人の扶養しているこど もは、ご加入の「きずな」共済金額を上限に退職・非適継続コースに加入できます。

- ※切替加入時には、申込書を必ずご提出いただきます。
- ※退職・非適継続コースに新規加入はできません。また、ご加入後に共済金額の増額や配偶者・こどもの追加加入はできません。
- ※掛金は、年齢群団別の料率となります(加入当初の掛金が永年続くというものではありません)。そのため更新時に該当する年齢区 分が変わる場合、掛金は前年度と変わる制度となります。
- %「きずな」退職・非適継続コース・「きずな」傷害特約制度とも、満80歳6ヵ月までご継続できます。
- ※「きずな」傷害特約制度は、「きずな」退職・非適継続コースとセット加入になります。

<解約(脱退)の手続きについて>

所定の申込書以外で、解約(脱退)する場合は、ポストライフサービスセンターにご連絡いただき、所定の解約(脱退)届を提出してください。 共済期間の途中においてご退職された場合でも、契約は有効です。(退職と同時に契約の終了とはなりませんのでご注意願います。) ※ご退職に伴い、解約(脱退)を希望する場合は、必ずポストライフサービスセンターにご連絡願います。

<契約内容に関する届け出について>

次の場合、ポストライフサービスセンターにご連絡ください。

- ①加入資格の範囲に該当しなくなったとき[組合を脱退、退職、離婚(配偶者・こどもコースに加入の場合)]
- ②加入者の氏名・住所・連絡先が変更されたとき
- ③死亡共済金受取人を指定または変更するとき

<休職等による掛金払込みについて>

育休・産休・介護休暇等により組合費が免除される場合、「きずな」の掛金払込方法が変更となるため、自動払込口座の登録手続きが必 要です。

- ※大型生命共済「きずな」は、積立型の保険ではありません。
- ※大型生命共済「きずな」ご加入後、非適管理者になられた場合は、大型生命共済「きずな」を継続加入いただけます。 ただし、増額やご家族の新規加入はできません。既加入共済金額の範囲内での継続加入となります。なお、月額掛金については、自動払 込等により毎月払い込んでいただく必要があります。
- ※申込書は募集期間中に支部・分会よりお取り寄せいただくか、またはポストライフサービスセンターにご連絡ください。 ご提出いただいた申込書に不備がない場合は、8月1日の中途加入日前後に「ご加入内容のお知らせ」をご自宅宛てにお届けいたしま すので、新規申込内容等はそちらでご確認ください。

大型生命共済「きずな」に関する問い合わせ先

ポストライフ サービスセンター **20-70-4115**

受付時間 9:00~17:45(土·日·祝日·年末年始除く)





2020年**8**月**1**日(加入日) 新規加入のご案内

年金払特約付こども特約付団体定期保険、年金払特約付こども特約付 新·団体定期保険【生命保険】、普通傷害保険【損害保険】







※組合員本人が「きずな」にご加入していない方へのご案内です。

過去に病気になって、加入できないと思われている方へ P6記載の「告知内容 | をご確認ください!

申込書提出締切日 2020年5月18日(月) 申込書は支部または分会にご提出ください

※【契約概要】【注意喚起情報】はP11~P14に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。





「きずな」各ページのPOINT

3 「きずな」特長と仕組み

Point 「きずな」の5つの特長と制度(配当金)の仕組みについて記載しております。



, [きずな]あんしんサポート

Point 組合員が万が一(死亡・高度障害)の際、共済金による経済的なサポートだけではなく、JP労組独自の精神的サポートも実施しています。



5 「きずな」制度内容

Point 「きずな」の共済金額と月額掛金について記載しています。(表の左が共済金額、右が月額掛金)

【マメ知識】

- ○多くの方が新規加入することで、JP労組「きずな」のスケールメリットが発揮され、パンフレット記載の月額掛金より、更新時の掛金が安くなる可能性が大きくなります。
- ○共済金を一時金で受け取るよりも、10年以上の長い期間で共済金を年金受取りすることにより、「受取総額」が増加します。
- ○本人が満59歳までの組合員であれば、配偶者は満80歳6ヵ月までご加入いただくことができますので、P9記載の加入資格を確認のうえ、是非ご一緒にご加入ください。

「きずな」告知内容とご加入時の注意事項

Point 「きずな」に新規加入する際は、必ずご確認ください。

★「きずな」とセットでの加入が必要です。傷害特約制度だけの加入はできません。
 「急激」「偶然」「外来」の事故によるケガにより「入院」「手術」「通院」をした場合、お支払いする共済

「急激」「偶然」「外来」の事故によるケガにより「入院」「手術」「通院」をした場合、お支払いする共済 金について記載しています。

●「Aコース」もしくは「Bコース」のいずれかをご選択いただきます。 「きずな」にご加入のご家族全員のご加入をおすすめしています!

8 傷害特約制度 事故例

傷害特約制度でお支払いされる事故例、Q&Aを記載しています。業務中や業務外、スポーツをしているとき等、日常生活における事故によるケガがお支払い対象となります。

●Q&Aに記載のとおり、傷害特約制度に「配当金」はありません。

9 [きずな

「きずな」取扱内容

Point

主に共済金のお支払いについて記載しています。(高度障害状態「7項目」も確認してください) また、共済金をお支払いできない場合(解除・免責等)についても記載しています。下段には、個人 情報に関する取扱い、生命保険契約者保護機構等について記載しています。

【お願い】

「改姓」「ご家族の異動(離婚やこどもの独立)」「受取人の変更希望」等があった場合、速やかに ポストライフサービスセンターまでご連絡ください。

10 傷害特約制度 取扱内容

Point 「きずな」と同様、主に共済金のお支払いについて記載しています。
下段には、個人情報の取扱い、保険会社破綻時等の取扱いについて記載しています。

【マメ知識】

創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および受動術・抜歯手術はお支払いの対象とはなりません。

「きずな」契約概要・注意喚起情報【生命保険】

契約概要には配当金や「脱退(解約)による解約返戻金はありません」といった記載等があります。 注意喚起情報には、クーリング・オフの適用がないこと、高度障害共済金のお支払い事例やご照 会・ご相談窓口等について記載しています。

【マメ知識】

「きずな」は団体定期保険と新・団体定期保険を組み合わせた共済制度となっております。

3·14 傷害特約制度 契約概要・注意喚起情報【損害保険】

Point 契約概要には「満期返れい金・配当金はありません」「脱退による返れい金はありません」という記載があります。

注意喚起情報には、クーリング・オフの適用がないこと、ご照会・ご相談窓口等について記載しています。

15 「きずな」退職・非適継続コースのご案内、 その他事務手続きについて

> Point 大型生命共済「きずな」は、更新時点で満60歳になられるとき、ご退職される場合、「きずな」退職・ 非適継続コースに切替加入することができます。その場合の注意事項について記載しています。 その他、事務手続きについて記載しています。

【マメ知識】

切替加入のためには、自払口座の登録が必要になりますので、ご案内がご自宅に届き次第、お手続きのほどお願いいたします。

- 2 -

大型生命共済「きずな」

万一死亡の際はご家族の生活を、高度障害の際はご自身の生活を支援します。

「きずな」の特長

仲間の助け合いから生まれた「きずな」はお手頃な掛金で安心保障。また掛金は何歳で加入しても一律となっています。配偶者・こどもの 保障もありますのでみんなで加入しましょう。



「きずな」5つの特長

お手頃な掛金で大きな保障

JP労組独自の共済制度ですからお手頃な掛金で 加入できます。

また組合員本人は最高6.000万円まで加入で

配偶者も最高2.000万円まで!



1年ごとの剰余金を 配当金として還付

この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた 場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。 配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、 将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。 ※ただし、8月1日責任開始(加入)の場合は8ヵ月で収支 計算を行います。



毎年保障を見直せます

毎年1回、加入内容 の変更ができますか ら、家族構成の変 化に合わせた保障 の見直しができます



本人に万一(死亡・高度障害)のとき 一時金または年金で 受け取れます 共済金の受取りは

①全額一時金 ②全額年金 ③一時金と年金の分割 の3方式を選択できますの で、当座の資金と家族の生

活費が確保でき安心です。

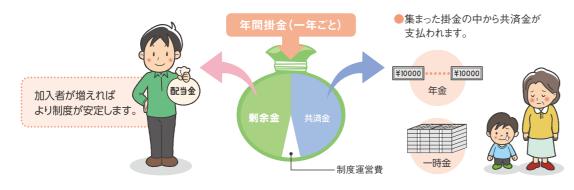


満80歳6ヵ月まで

「きずな」加入者は退 職後に「退職・非適 継続コース」に切り替 えをすることにより、組 合員・配偶者ともに満 80歳6ヵ月まで継続 することができます。



制度(配当金)の仕組み



この制度は1年ごとに収支計算 を行い、剰余金が生じた場合は 配当金としてお返しする仕組み になっています。

> ●昨年度の配当実績 約40%

[参考]みなし配当率約29% ※

※記載の配当率は過去の配当実績です。

- ※大型生命共済「きずな」は平成21年4月より団体定期保険と新・団体定期 保険を組み合わせた制度となっているため、平成21年度以降配当率の計算 根拠は一部以前とは異なります。
- ※平成30年4月2日更新契約からは保険料率改定により、保険金支払などが過 年度と同条件であった場合でも配当率が低下します。参考として、昨年度の実 績配当率を改定後の保険料水準にて再計算した配当率を記載しています。 ・配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するもの ではありません。
- ・配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払い する配当金額は現時点では確定していません。
- ※年度の中途で脱退した場合には、環付はありません
- ※傷害特約制度には配当金はありません。
- ※団体定期保険と新・団体定期保険はそれぞれで収支計算を行います。
- ※今回は8ヵ月で収支計算を行います。

(平成30年4月~平成31年3月)

●支払件数 552件

●支払共済金額 約24億5.600万円

※本人(現職・退職)、配偶者、こども

サポート

「きずな」あんしんサポート

一組合員に万一(死亡・高度障害)のとき、精神的サポートをいたします―

「きずな」あんしんサポートの特長

加入者が万一(死亡・高度障害)のとき、残されたご家族は経済的な負担だけではなく精神的にも大変なダメージを受けます。 「きずな」では共済金の給付という経済的な支援を行うだけではなく、ご家族の将来への不安や生活上の悩みを少しでも解消して いただくための精神的支援「きずな」あんしんサポートをご提供しています。この「きずな」あんしんサポートでは、ご遺族が生活再建 のために行う諸手続きを解説・ナビゲートする冊子「きずな」あんしんガイドのご提供と、生活上のさまざまな悩みにお答えする相談 サービス「きずな MY生活応援ネットをご提供しています。

亡くなられた方のご遺族に

「きずな」あんしんガイト

●諸手続きなどの必要情報 ガイドブックのご提供



ご遺族には、葬儀後も生活再建 のためのさまざまな諸手続き

があります。各種の名義変更、公的機関への 届け出、遺族年金や税金の申告など、今後必 要な手続きのスケジュールや方法、これから の生活に必要な情報をチェックリスト付き で、わかりやすくナビゲートした手引書が「き **ずな**」あんしんガイドです。

「きずな」あんしんガイドの主な内容

- ●葬儀後の諸手続きの一般的な スケジュール
- ●葬儀後の諸手続きチェックリスト
- ●給付に関する手続き
- ・公的遺族年金の給付
- ・公的一時金の給付
- ・生命保険・共済金の請求etc.
- 遺産相続に関する手続き
- ・相続に関するスケジュール ・ 遺言有無の確認
- ・相続遺産の把握etc
- ●各種変更・解約の手続き
- ・世帯主の変更
- ・住居の賃貸契約の変更
- ·公共料金等の名義変更·解約etc.
- ●生活ガイド
- ・税金の申告
- ・子どもの教育etc.



「きずな|MY生活応援ネット

- ●24時間健康・医療相談
- ●メンタルヘルス相談
- ●FP相談 ●障がい相談







健康に関する不安や心配なことを、年中無休・24時間フリーダイヤルでご相談いただけます。

(24時間・年中無休・フリーダイヤル(無料)相談

たとえばこんな時に…

- ●夜中にこどもが泣きやまない。どうしよう?
- ●6か月も医者に通っているが、なかなかよくならない。
- ●最近肩こりが辛い。よくなる方法は?





メンタルヘルス相談

電話または面談にて臨床心理士が、プライバシー厳守にてカウンセリングを行います。

「フリーダイヤル(無料)相談) 面談でのカウンセリング

たとえばこんな時に…

- ●毎日がなんとなく不安で、鬱々としている。
- ●最近疲れやすい。医者にも行ったがどこにも異常がないと言われた。
- ●最近子育てに疲れていて、どうしていいかわからない。

FP相談サービス



相続やライフプランについてFP技能士、CFP資格取得者がご遺族の疑問・相談に回答いたします。

(フリーダイヤル(無料)相談 (面談での相談受付

たとえばこんな時に・・

- ●相続税がかかるのか不安。
- ●遺産相続について何をすればいいかわからない。
- ●将来の老後の生活が心配。





身体の障がいに関する様々な相談に社会福祉士やケアマネジャーの資格を持つ相談員が無料でお応えします。 フリーダイヤル(無料)相談

- ●身体の障がいに合わせて住宅の改修をしたいが、何か援助を受けられるか。
- ●人工透析を受けることになったが、公的障害年金や身体障害者手帳は申

「きずな」は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

●死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害共済金を一時金または年金としてお支払いします。

制度内容(一般コース

選択テーブル表(死亡・高度障害のとき)下記コースからいずれか1種類を選んで申し込んでください。

	選択できる コース	きる 一時金で受け取る場合			遺族年金で受け取る場合					
	申込コース	死亡・高度障害共済金	団体定期 (A) 保険部分 新・団体定期	受取期間		疾年金受取 額		受取総額	月額掛金	団体定期 (A) 保険部分 新・団体定期
		(年金原資)	(3,000万円)	30年 25年	初年度年金月額 約 9.7 万円 12.3	約 19.5 万円 22.7	約 29.3 万円 33.0	6,817		保険部分 (6,300円)
	H	6,000 까	(3,000万円)	20年 15年 10年	16.5 23.9 39.5	27.5 35.6 52.0	38.5 47.4 64.4	6,613 6,423 6,240	12,000	(5,700円)
		5,500	(2,750万円)	5年 30年 25年 20年	88.7 8.8 11.3 15.1	101.1 17.9 20.8 25.2	113.5 26.9 30.3 35.3	6,067 6,450 6,249 6,062	11,000 _H	(5,775円)
	(万円	(2,750万円)	15年 10年 5年	21.9 36.2 81.3	32.7 47.6 92.6	43.4 59.0 104.0	5,888 5,720 5,561		(5,225円)
	K	5,000	(2,500万円)	30年 25年 20年 15年	8.0 10.2 13.7 19.9	16.2 18.9 22.9 29.7	24.4 27.5 32.1 39.5	5,863 5,681 5,511 5,352	10,000	(5,250円)
		万円	(2,500万円)	10年 5年 30年	32.9 73.9 7.2	43.3 84.2 14.6	53.7 94.6 22.0	5,200 5,055 5,277	T A	(4,750円)
	M	4,500	(2,250万円)	25年 20年 15年	9.2 12.4 17.9	17.0 20.6 26.7	24.8 28.9 35.5	5,112 4,960 4,817	9,000	(4,725円) (4,275円)
	S		(2,250万円)	10年 5年 30年 25年	29.6 66.5 6.4 8.2	39.0 75.8 13.0 15.1	48.3 85.1 19.5 22.0	4,680 4,550 4,690 4,544	8,000 _H	(4,275円)
		4,000 两	(2,000万円)	20年 15年 10年	11.0 15.9 26.3	18.3 23.7 34.6	25.7 31.6 42.9	4,408 4,282 4,160		(3,800円)
公田	L A	3,500 河 3,000	(1,750万円)	5年 30年 25年 20年	59.1 5.6 7.2 9.6	67.4 11.4 13.2 16.0	75.6 17.1 19.3 22.4	4,044 4,104 3,976 3,857	7,000 6,000	(3,675円)
合昌			(1,750万円)	15年 10年 5年	13.9 23.0 51.7	20.8 30.3 58.9	27.6 37.6 66.2	3,746 3,640 3,539		(3,325円)
組合員(本人)			(1,500万円)	30年 25年 20年 15年	4.8 6.1 8.2 11.9	9.7 11.3 13.7 17.8	14.6 16.5 19.2 23.7	3,518 3,408 3,306 3,211		(3,150円)
Y	B	万円	(1,500万円)	10年 5年 30年	19.7 44.3 4.0	26.0 50.5 8.1	32.2 56.7 12.2	3,120 3,033 2,931	5,000 P	(2,850円)
		2,500 两	(1,250万円) (1,250万円)	25年 20年 15年 10年	5.1 6.8 9.9 16.4	9.4 11.4 14.8 21.6	13.7 16.0 19.7 26.8	2,840 2,755 2,676 2,600		(2,625円) (2,375円)
	C	2,000 万円	(1,000万円)	5年 30年 25年	36.9 3.2 4.1	42.1 6.5 7.5	47.3 9.7 11.0	2,527 2,345 2,272	4,000 _H	(2,100円)
			(1,000万円)	20年 15年 10年 5年	5.5 7.9 13.1 29.5	9.1 11.8 17.3 33.7	12.8 15.8 21.4 37.8	2,204 2,141 2,080 2,022		(1,900円)
	D E	1,500	(750万円) (750万円)	30年 25年 20年	2.4 3.0 4.1	4.8 5.6 6.8	7.3 8.2 9.6	1,759 1,704 1,653	3,000 2,000	(1,575円)
		万円		15年 10年 5年	5.9 9.8 22.1	8.9 13.0 25.2	11.8 16.1 28.3	1,605 1,560 1,516		(1,425円)
		1,000		25年 20年 15年	2.0 2.7 3.9	3.7 4.5 5.9	5.5 6.4 7.9	1,136 1,102 1,070		(1,050円)
		万円 下 〇〇	(500万円)	10年 5年 10年	6.5 14.7 3.2	8.6 16.8 4.3	10.7 18.9 5.3	1,040 1,011 520	Н	(950円)
	F	500 꺼	(250万円)	5年	7.3	8.4	9.4	505	1,000	(525円) (475円)
	G	300 历	(150万円)	5年	4.4	5.0	5.6	303	600	<u>(315円)</u> (285円)

	死亡・ 高度障害 共済金	(内 保険部分 新·団体定期 保険部分	月額掛金	(内 保険部分 訳 新·団体定期 保険部分
	2,000 꺼	(1,000万円)	4,000	(2,100円) (1,900円)
配偶	1,000 꺼	(500万円)	2,000	(1,050円) (950円)
者	800 꺼	(400万円)	1,600 円	(840円) (760円)
	600 꺼	(300万円)	1,200 円	(630円)
	300 万円	(150万円)	600 円	(315円) (285円)

	死亡・ 高度障害 共済金	内 保険部分 訳 新·団体定期 保険部分	月額掛金	団体定期 内 保険部分 駅 新・団体定期 保険部分
7	400 万円	(200万円)	280	(140円) (140円)
こども	300 万円	(150万円)	210	(105円)
	200 万円	(100万円)	140 円	<u>(70円)</u> (70円)
	100 万円	(50万円)	70 円	(35円) (35円)

※記載の共済金とは保険金のことをいいます。

新規加入 する場合は必ずご確認ください

告知内容

組合員【現在の就業状態】

申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。

(注) 「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・こども【現在の健康状態】

申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。

②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

組合員・配偶者・こども共通【過去12ヵ月以内の健康状態】

申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。

別がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

ご加入に際してのご注意

●内縁の妻または夫は加入できません。

●配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

- ●本人について定められた死亡共済金または高度障害共済金が支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- ●死亡共済金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、こどもの場合は掛金負担者(本人)です。高度障害共済金の受取人は被保険者です。
- ●掛金は年齢に関係なく一律です。
- ●記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。

実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

●記載の年金額は7%逓増型の場合の受け取り例です。

●記載の掛金は正規掛金です。

●大型生命共済「きずな」は団体定期保険と新・団体定期保険を組み合わせた制度運営になります。

- ■本人の各コースの年金原資(死亡・高度障害共済金)・総受取額・掛金は、団体定期保険と新・団体定期保険の合算で表示しています。(配偶者・こどもも同様です。)
- ●大型生命共済「きずな」の死亡共済金受取人については、団体定期保険、新・団体定期保険ともに同一でお願いします。
- ●配偶者・こどもは一時金受取のみです。
- ●こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。
- ●配偶者・こどもの共済金額は本人と同額以下としてください。
- (例)配偶者が2,000万円コースに加入する場合、本人はCコース(年金原資2,000万円)以上に加入する必要があります。 こどもが400万円コースに加入する場合、本人はFコース(年金原資500万円)以上に加入する必要があります。
- ●年度の中途での内容変更は受け付けておりません。
- ●記載の掛金は平成31年4月1日更新時に適用している優良割引率で計算しています。

なお、今後の本人の加入者数や、共済金のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変更もしくは廃止となることがあります。

「きずな」傷害特約制度

一日常生活における様々な事故に備えることができますー

意向確認【ご加入前のご確認】

「きずな」傷害特約制度は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

●急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより入院・手術・通院をした場合、共済金をお支払いします。

|制度の主旨

JP労組では、組合員自身の生活を補償する制度として、「きずな」傷害特約制度の取扱いを行っております。JP労組のスケールメリットを 活かした割安な掛金で、事故による入院・手術・通院の負担をカバーします。

「きずな」に「きずな」傷害特約制度をセットすることによって、ご本人の日常生活の事故への備えも万全になります。

制度内容

組合員本人・配偶者・こども

加入者が、急激かつ偶然な外来の事故によって、入院・手術・通院をした場合に、共済 金を受取ることができる制度です。入院・通院共済金については、初日からお支払いされます。

月額掛金		共済項目	お支払内容	3	共済金額
A	傷害	入院共済金	傷害により、入院した場合	1日につき 11,000 円	入院共済金日額×入院日数 (事故の発生の日からその日を含めて 180日以内の入院のみ)
A⊐− ス 1,060 _円	特約共	手術共済金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合(ただし1事故につき手術1回が限度)	1事故1回(状況により) 5.5・11万円	入院共済金日額に手術の状況に応じた倍率 を乗じた額(入院外の手術5倍・入院中 の手術10倍)
1,000	済金	通院共済金	傷害により、通院(往診を含みます。) し、医師の治療を受けた場合	1日につき 4,400 円	通院共済金日額×通院日数 (ただし、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内の通院で、かつ、90日が限度)
	傷害	入院共済金	傷害により、入院した場合	1日につき 5,500 円	入院共済金日額×入院日数 (事故の発生の日からその日を含めて 180日以内の入院のみ)
B⊐-ス 530 _円	特 約 共	手術共済金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合(ただし1事故につき手術1回が限度)	1事故1回(状況により) 2.75・5.5 万円	入院共済金日額に手術の状況に応じた倍率 乗じた額(入院外の手術5倍・入院中の 手術10倍)を
	済金	通院共済金	傷害により、通院(往診を含みます。)し、 医師の治療を受けた場合	1日につき 2,200 円	通院共済金日額×通院日数 (ただし、事故の発生の日からその日を含めて 180日以内の通院で、かつ、90日が限度)

- ※配偶者・こどもの補償内容は本人を超えての加入はできません。
- (配偶者、こどもがAコースに加入する場合、本人もAコースに加入する必要があります。) ※記載の掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。
- ※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、 ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めに より一部お取扱いできない事項があります。
- ※配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ※本人が脱退した場合、配偶者・こどもは同時脱退となります。 ※加入コースはいずれか1種類を選んでください。
- ※記載の共済金とは保険金のことをいいます。
- 今回のご案内につきまして以下のお取り扱いはできませんのでご注意願います。 ・既に本制度にご加入している方(配偶者・こどもを含みます)の、コース(共済金額)変更 ・既に本制度にご加入している方の、配偶者・こどもの追加加入

お取扱いできない事項の例 ●共済期間中のコース変更(共済金額の増額・減額等) ●共済期間の変更 ●掛金の払込方法の変更 など

傷害特約制度の特長

「傷害特約制度」4つの特長



万一ケガをされたときは、健康保険 労災保険、生命保険あるいは加害 者からの損害賠償金などとは関係な く共済金をお支払いします。

あなたをワイドに お守りします。

国内外を問わず、日常生活を はじめとして、テニスやゴルフ などのスポーツやレジャー中 のケガも補償します。

JP労組の スケールメリットが 活かされています。

月々1.060円か530円の 掛金で大きい補償額を得 ることができます。



退職後も満80歳 6ヵ月までご継続 いただけます。



共済金がお支払いされる、傷害事故の例





スポーツや旅行中の事故 テニス中でのケガ ホテルの火災に よって傷害を 被ったとき 骨折

※ケースによってはお支払いの対象外になる場合もあります。

「きずな」傷害特約制度 Q&A

- 病気で入院・手術・通院をした場合でも、共済金は支 払われるのですか?
- 病気の場合は、お支払いの対象になりません。

・「急激」~突発的に発生すること

- 傷害共済金が支払われる、「急激かつ偶然な外来の事 故」に該当しない事故にはどういうものがありますか?
- ・「偶然」~予知されない出来事 • 「外来」 ~共済加入者の身体の外からの作用によるもの 上記に該当しない事例としては、

●靴ずれ ●しもやけ ●日射病 ●各種職業病などがあります。

- 海外での事故も支払いの対象になりますか?
 - 国内外を問わず、お支払いの対象になります
- 配当金はありますか?

- ありません。
- 共済金を請求する場合、どのようにすればよいですか?
- 事故が発生したときは、原則として事故の発生日から その日を含めて30日以内に「事故連絡票」によりポス トライフサービスセンターまでお知らせください。 ご請求金額が10万円以下の場合は、診断書を省略でき る場合がありますので受診された病院の診察券・領収 書を保管いただくことをおすすめします。

共済金お支払例 Aコース(月額掛金1,060円)加入の場合

		事故内容	共済金お支払い例			
事例		**************************************	入院180日(限度一杯)、手術は入院日額の10倍のお支払い			
	^{事 内}	海外旅行中、落石により頭蓋骨骨折他の重症を負い、海外で緊急入院、日本に 搬送の上入院、手術となった。(国内外あわせて200日入院)	入院共済金 日 額 11,000円× 180日=1,980,000円 手術共済金 日 額 11,000円× 10倍= 110,000円合計2,090,000円			
	事 例 2	書留を配達中、階段から転落し足首を骨折	入院17日、手術10倍、通院12日のお支払い 入院共済金 日 額 11,000円× 17日=187,000円 手術共済金 日 額 11,000円× 10倍=110,000円 通院共済金 日 額 4,400円× 12日= 52,800円 合計349,800円			

「きずな」取扱内容

組合員 JP労組の組合員で申込書記載の告知内容に該当し、令和2年4月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満60歳未満の方。(継続の場合も満60歳 + 準の方) 大型生命共済「きずな」に加入した組合員の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和2年4月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満80歳6ヵ月までの方。 大型生命共済「きずな」に加入した組合員が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)で申 込書記載の告知内容に該当し、令和2年4月1日現在満2歳6ヵ月を超え、満22歳6ヵ月までの方(平成9年10月2日~平成29年10 月1日の間に生まれた方)※加入する場合、該当するこどもは全員同額にて加入となります。 組合員 【現在の就業状態】 申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。(注) 「就業を制限」とは、勤務に制 加入資格 限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。 配偶者・こども 【現在の健康状態】 申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。(注)①「治療」には、指示・指導を含 みます。②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。 組合員・配偶者・こども共通 [過去12ヵ月以内の健康状態] 申込日(告知日)より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上の入 院をしたことはありません。 がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病 ※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。 ●一旦加入すれば以後の更新時に病気であっても前年度と同じ共済金額以内で継続できます。更新の際に、共済金額・受取人等の変更の申し出がない場合 は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。 ●8ヵ月(令和2年8月1日~令和3年3月31日以後毎年1年ごとに更新します。共済期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月 の月末までの保障となります。ただし、掛金の払込みが条件となります。※退職者もしくは非適管理者は、取扱いが異なります。詳細はP15をご確認ください。 掛金の払込み ●掛金は組合費と同時に払込んでいただきます。(初回は8月から)掛金の払込方法は給与控除または自動払込みのいずれかとなります。 手続き方法 ●所定の申込書に必要事項を記入押印のうえ、支部役員に提出していただくか、ポストライフサービスセンター宛ご郵送ください。 ●掛金の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となりま ※また配偶者の共済金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されること す。 がありますのでご注意ください。 ●本人の年金原資(死亡共済金額)は、みなし相続財産とされ、相続税が課せられます。た ●毎年受取る年金は、雑所得として所得税が課せられますが、下記の控除があります。 税法上の だし、法定相続人数×500万円まで非課税です。 ※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。 推所得-基本年金年額+増加年金年額-基本年金年額× 年金度資 年金支給総額 取扱い ●高度障害共済金は非課税です。 ●本人が受取る配偶者・こどもの死亡共済金は、一時所得として課税されます。 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。 なお、雑所得の額が25万円以上のとき、10.21%の源泉徴収をおこないます。 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。 ●死亡共済金は共済期間中に死亡した場合に、高度障害共済金は加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、共済期間中に、所定の高度障害状態に なった場合にお支払いします。

●高度障害状態とは身体障害の程度が加入日以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 1.両眼の視力を全く永久に失ったもの 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 共済金の 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を 障と 3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 全く永久に失ったもの 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの お支払い ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。 ※「吊に力能をよりないりには最初が終現、併使・祈泳・『くりな知木、およりな取信配・記古・241 ・ 八月のいりはいます。「他では、吊に一個人の力能をよりながあります。
●引受会社の職員または引受会社で変託した確認担当者が、共済金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。
共済金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(https://www.mejiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html)をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。 次のような場合には、共済金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。) 次のような場合には、共済金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)
●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなることがあります。)
●契約者もしくは被保険者に共済金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
●契約者、被保険者または受取人が共済金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、ま できない 場合について (解除・免責等) たはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 1.死亡共済金について ① 彼保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡共済金をお支払いする場合もあります。) ②契約者または死亡共済金受取人の故意によるとき 2 高度障害共済全について ①被保険者の故意によるとき②契約者または高度障害共済金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いする ③戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) 「年金の種類と型 年余支払期間は、支払請求時に5·10·15·20·25·30年の中からご選択いただきます。(逓増型確定年余です。) 午金支払期間は、支払請求時に5・10・15・20・25・30年の中からご選択いただきます。(逓増型権定年金です。) 基本年金額は毎年、逓増いたします。(逓増率単利7%) 年金支払開始後の配当金は、年金と共に現金で支払います。 共済金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。 年金受取人へのお支払いは、毎年4回(3・6・9・12月)受取りとなります。年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申出があった場合は、未払年金現価をお支払します。 年金払の Ⅲ年全受取人 取扱い №年金のお支払い・

個人情報に関する取扱いについて

<契約者と生命保障会社からのお知らせ>

V年金払の対象となる共済金 …

<契約者と生命保険会社からのお知らせ>
当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報く氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報)といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社は近角保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更更等を生した際にも、引続き契約者もよび生命保険会社においてそれぞれ上記に準し個人情報が取り扱われます。 記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。 (注)保健医療等の機能(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。 なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ (https://www.meijyasuda.co.jp)をご参照ください。 一死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際心ご留途(ださい) 相定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にの個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

団体定期保険わよび新・団体定期保険の主契約共済金の全部または一部。ただし、年金年額が12万円または年金基金が100万円未満の場合はお取扱いできません。

●「生命保険契約者保護機構」について 引受会社は、「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)に加入しております。保護機構は、生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保険契約者等の保護を図り、生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。なお、補償対象契約は、特定特別勘定に係る部分を除いた契約で、補償限度は、高予定利率契約(**) を除き、責任準備金等の90%とすることが定められています。(保険金・年金等の90%が補償されるものではおりません。)また予定利率等の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度が設けられる可能性もあります。詳細については、保護機構(http://www.seinohogo.jp/)をご覧ください。 (*) 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率を超えていた契約を指します。現在の基準利率については、引受会社または保護機構のホームページで確認できます。

保険会社からのお願い・ご注意 〈共済金のご請求について〉 ●共済金の支払事由が生じたときは、すみやかにJP労組(以下「保険契約者」といいます。)にご連絡のうえ、保険契約者を経由して引受会社にご請求ください。 ●共済金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。 ●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に何う場合があります。 〈改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について〉 ●ご加入の本人・配偶者・ごともに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。 ●被保険者の改姓や、死亡共済金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。 ●を保険者の改せや、死亡共済金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受会社にご通知ください。 ●を保険者の遺言により死亡共済金受取人の変更することはできません。 ●死亡共済金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受会社へご通知ください。 ●死亡共済金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受会社へご通知ください、後更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に共済金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をつけても共済金をお支払いいたしません。

「きずな」傷害特約制度 取扱内容

「きずな」に加入している(今回加入する場合を含みます)、JP労組組合員で、令和2年4月1日現在満17歳6ヵ月を超え、満80歳6ヵ月までの方(「きずな」とセット加入になります。)「きずな」を脱退する場合、「きずな」傷害特約制度も共に脱退となります。

「きずな」配偶者コースに加入している(今回加入する場合を含みます)JP労組組合員の配偶者で、令和2年4月1日現在満17歳6ヵ月を超 え、満80歳6ヵ月までの方(「きずな」配偶者コースとセット加入になります。)

「きずな」配偶者コースを脱退する場合、「きずな」傷害特約制度配偶者コースも共に脱退となります。

こども

加入資格

「きずな」こどもコースに加入している(今回加入する場合を含みます)JP労組組合員が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します)で、令和2年4月1日現在満2歳6ヵ月を超え、満22歳6ヵ月までの方(平成9年10月2日~平成29年10月1日の間に生まれた方)。(「きずな」こどもコースとセット加入になります。)

「きずな」こどもコースを脱退する場合、「きずな」傷害特約制度こどもコースも共に脱退となります。

※配偶者・こどもだけの加入はできません。組合員とセットでご加入ください。 ※「きずな」傷害特約制度は「きずな」とセットでご加入ください。

※組合員が脱退した場合、配偶者・こどもは同時脱退となります。

なお、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。 オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます)、 プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業 日本郵政グループ労働組合の組合員およびその配偶者・こども以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。

●加入の次年度からは、明治安田損害保険(株)またはお客さまから特に意思表示がない限り、前年度と同じ内容で継続します。 ただし、掛金は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。 継続加入の取扱い

共済期間 ●8ヵ月間(令和2年8月1日0:00~令和3年3月31日24:00)で、以後毎年1年ごとに更新します。

●掛金は組合費と同時に払込んでいただきます。(初回は8月から)掛金の払込方法は給与控除または自動払込みのいずれかとなります。 掛金の払込み

手続き方法 ●所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、支部役員に提出していただくか、ポストライフサービスセンター宛ご郵送ください。

配当金・解約返れい金 ●この制度には、配当金および解約返れい金はありません。

「共済期間中に発生した急激かつ偶然な外来の事故による傷害により、入院した場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院に対して1日に つき入院共済金日額をお支払いします。

ずーストの選手 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合、入院共済金日額に手術の状況に応じた倍率(入院外の手 術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額をお支払いします。**ただし1事故につき手術1回が限度です。

●通院共済金 共済期間中に発生した急激かつ偶然な外来の事故による傷害により、通院(往診を含みます)し、医師の治療を受けた場合、通院共済金日額に通院日数を 乗じた額をお支払いします。*ただし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日を限度とします。 ●「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をい い、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 ● 共済金のお支払いは、共済期間中(令和2年8月1日0:00~令和3年3月31日24:00)に生じた事故による傷害を原因とする場合に限ります。 ● 入院共済金および通院共済金の支払を受けられる期間中にさらに共済金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院共済金および通院共済金を支払いません。 ● 係害児保管では、医ないが、関本なると思い。 医体が、というにない、というには、医院は大阪に対策金を支払いません。

●傷害保険では、医師が必要であると認め、医師が行う治療を受けることが共済金支払の条件となります。医師とは、医師法でいう医師を指します(鍼灸・マッサージ・指圧・整体等の医療類似行為は医師の治療には該当しません)。

● 子道整体等した版報館が「結ば監師が石原にはおきせい。 ● 柔道整復師(接骨院、整骨院等)への通院は、医師による診断が骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合に限り、傷害の部位や程度に応じて認定を行います。 ● 医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。

●被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靭帯損傷等の傷害を被った特定の部位※を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギプスシーネ・ ● 放床候者が通院しない場合においても、背が、脱口・粉布・損傷等の・場合を扱うた存在の・おは、というないに、と同い行いにより、インス・インスンー・ドブスシャーレ・シーネその他これらと同程度に固定することができるもの(胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。)を常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院実済金をお支払いします。
※1.長管骨または脊柱 2.長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギブス等を装着した場合に限ります。) 3.肋骨・胸骨(ただし、体幹部にギブス等を装着した場合に限ります。)
● 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
● 手添とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
● サンタの展別上は独々保険者 *** 1 とかはまま

共済金の ●共済金受取人は被保険者本人となります。

支払い

●大沼宝文が入る版件について> 〈重大事由による解除について> 共済金を取得する目的で事故を故意に起こした場合や、共済金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると 認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象と なる方)に対する部分が解除されたり、共済金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

*健康保険・生命保険・加害者からの賠償金などとは関係なくお支払いします。

・ 大清金をお支払いできない主な場合
 ● 共済契約者、被共済者、共済金受取人の故意または重大な過失による事故
 ● 地震・噴火またはこれらによる津波による事故
 ● 戦争・暴動(テロ行為を除く)による事故
 ● 告知義務違反によりご契約が解除された場合

●頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見)のないもの
●山岳登はん(ビッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故
●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故
●妊娠・出産・早産・流産による傷害・●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害・
●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害・●自殺行為・闘争行為による傷害・など

●事故が発生したときは、事故の発生の日からその日を含めて30日以内に「事故連絡票」によりポストライフサービスセンターまでお知らせください。正当な理由 がなく通知が遅れた場合は、共済金を全額お支払いできないことがあります。 、、、、、、、 <代理請求制度について>

加入者(被保険者)に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として共

こが人者(版体院者)に共用金を請求できない事情がある場合で、からこが人者の代達人がないときは、人の力のいりながが、こが人者の代達人として共 済金を請求することができます。 ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。) ②上記①の方がいない場合または上記①の方に共済金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族 ③上記①および②の方がいない場合をまたは上記①および②の方に共済金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限りま

③上記①わるいどのカカド・ない場合さんは上記①わるのとのカース・パーエを明みてきる、チョウのの観点、上記②以外の3親等内の親族
※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。
●このパンフレットでは商品の概要を説明しています。詳しくはポストライフサービスセンターへご照会ください。

(保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/)をご覧ください。

※記載の共済金、共済期間とは保険金、保険期間のことをいいます。

<契約者と引受損害保険会社からのお知らせ>

マスが有こう
定損音体
使素化がのいる
知って
この保険の運営にあたっては、契約者が保険契約を締結する引受損害保険会
社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提出いたします。契約者は、この保険の運営において入手する個人情報と、本保険の事務手続きのため使用いたします。引受損害保険会社は受領した個人情報を各
種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連する会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため利用(注)し、また、必
要に応じて、契約者、明治安田生命保険相互会社、取扱代理店、他の損害保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者およ
び引受損害保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。
記載の引受損害保険会社に、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受損害保険会社によびまします。
この保険を経れます。
との引きを持ています。
との引きを持ていまする
との引きを持ていま

記載の引受損音体検エれは、って、多丈する場合がのけますが、その場合、個人情報は多丈後の行う保育体検エれば、使用ではより。 (注)保健医療等の機像(たシジティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。 なお、明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/)をご参照ください。

「保険会社破綻時等の取扱いについて」 引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3ヵ月間が経過するまでに発生した 保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返れい金等は、原則として80%まで補償されます。

※「きずな傷害特約制度」は、普通傷害保険(幹事引受会社:明治安田損害保険株式会社)の販売名称で、団体定期保険(事務幹事会社:明治安田生命保険相互会社)の特約ではありません。ご注意ください。 この制度は損害保険会社と締結した普通傷害保険契約に基づき運営します。保険契約の勃然については引受損害保険会社のホームページ(https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/)をご覧ください。 引受損害保険会社:明治安田損害保険株式会社(幹事) 三井住友海上火災保険株式会社

取 扱代理店:(明治安田損保委託代理店)明治安田ライフブランセンター株式会社 TEL:03-5952-1061、明治安田生命保険相互会社 TEL:03-3560-5841、株式会社日本共同システム TEL:03-3369-0804 (三井住友海上委託代理店)株式会社郵愛 TEL:03-3404-1698

MY-A-20-団-002194

MYG-A-19-復-1023

契約概要·注意喚起情報【生命保険】

大型生命共済「きずな」(年金払特約付こども特約付団体定期保険 年金払特約付こども特約付新・団体定期保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご 注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。

また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

契約概要【ご契約内容】

1. 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

2. 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由) 本パンフレットの該当ページをご覧ください。

商品名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
団体定期保険、新・団体定期保険	P9	P9	P5	P9

3. 配当金

団体定期保険、新・団体定期保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4. 脱退による返戻金

団体定期保険、新・団体定期保険は、脱退 (解約) による返戻金はありません。

5. 引受保険会社 (事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社

本社:東京都千代田区丸の内2-1-1

※ただし、団体定期保険は本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更されることがあります。

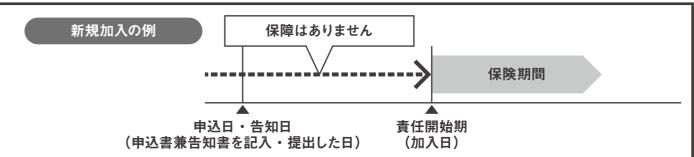
注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

1. お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

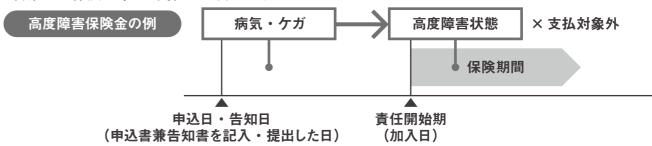
- 2. 告知に関する重要事項
 - ■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
 - ■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。
 - ■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。
- 3. 責任開始期(加入日*)
 - ■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。



■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4. 保険金等をお支払いできない主な場合

■責任開始期(加入日*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、 原則として保険金等をお支払いできません。



- ■責任開始期(加入日*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。
- ■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。 団体定期保険、新・団体定期保険(P9)

5. 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページhttp://www.seihohogo.jp/)

6. ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等に関するご照会先

お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320 受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く) 9:00~17:00

- ■この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページhttps://www.seiho.or.jp/)
- ■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として 1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関 として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

7. 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

- ■保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。
- ■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

契約概要·注意喚起情報(損害保険)

「きずな | 傷害特約制度(普诵傷害保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

1. 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方を被保険者とし、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

2. 加入資格・保険期間・補償内容・保険料・保険金のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

商品名	加入資格	保険期間	補償内容 保険料	支払事由
普通傷害保険	P10	P10	P7	P10

- ※保険料は、毎回の更改時にご加入者数等に基づき、ご契約ごとに算出し変更することがあります。
- ※主な免責事由については、本パンフレットの【注意喚起情報】4. 保険金をお支払いできない主な場合をご覧ください。
- 3. 満期返れい金・配当金

この保険には、満期返れい金・配当金はありません。

4. 脱退による返れい金

この保険には、脱退による返れい金はありません。

5. 引受損害保険会社(幹事会社)

明治安田損害保険株式会社

本社:東京都千代田区神田司町2-11-1

電話番号:03-3257-3177 (営業推進部)

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

1. お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がありません。

2. 告知義務・通知義務等

(1)お申込時にご注意いただきたいこと(申込書兼告知書記載上の注意事項)

■職業・職務について

お申込時においては事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。その告知した内容が事実と違っている場合には、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。特に、職業・職務については十分ご注意ください。

- (2)お申込後にご注意いただきたいこと
- ■職業または職務の変更について

お申込後、職業または職務に変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または引受損害保険会社にご通知 ください。ご通知がない場合は、保険金を削減してお支払いすることやご契約のその被保険者に対する部分が 解除されることがありますのでご注意ください。 なお、変更によって、以下の職業または職務に該当した場合は、ご契約を解除することがあります。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート 競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと 同程度またはそれ以上の危険を有する職業

■被保険者による保険契約の解除請求について

普通傷害保険では、被保険者となることに同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険 契約の解除請求をすることができますので、同体窓口にご連絡ください。

3. 責任開始期

保険責任は、保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時に始まります。

4.保険金をお支払いできない主な場合

- ■責任開始期前に発生したケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金をお支払いできません。
- ■上記を含め保険金をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。 普通傷害保険(P10)

5. 保険会社破綻時等の取扱い

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

6. 事故が起こった場合等のご連絡先

■事故が起こった場合には、遅滞なく団体窓口または引受損害保険会社にご連絡ください。

7. ご照会・ご相談窓口

制度内容等に関する 照会・相談窓口	制度内容等に関するご照会・ご相談は、「パンフレット」記載の団体窓口へお問い合わせください。
引受損害保険会社の 苦情・相談窓口	損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。 明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室 0120-255-400[フリーダイヤル(無料)] 【受付時間】午前9時~午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター (指定紛争解決機関)	引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。 一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 0570-022808[ナビダイヤル(有料)] 【受付時間】午前9時15分~午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (http://www.sonpo.or.jp/)